

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 会計・税務 ⑨

#### 寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号より、収益事業（法人税）について掲載いたします。

### ▽ 収益事業（法人税）

#### 1. 制度の概要

##### (1) 宗教法人と収益事業

宗教法人は、収益事業を行う場合に限り、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課税されます。（法人税法第4条第1項）

##### (2) 収益事業とは

収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

（法人税法第2条第13号）

つまり、以下の三要素を満たすものが法人税法上の収益事業となります。

- ① 販売業、製造業その他の政令で定める事業
- ② 継続して行われるもの

1 物品販売業	18 代理業
2 不動産販売業	19 仲立業
3 金銭貸付業	20 問屋業
4 物品貸付業	21 鉱業
5 不動産貸付業	22 土石採取業
6 製造業	23 浴場業
7 通信業	24 理容業
8 運送業	25 美容業
9 倉庫業	26 興行業
10 請負業	27 遊技所業
11 印刷業	28 遊覧所業
12 出版業	29 医療保険業
13 写真業	30 技芸教授業
14 席貸業	31 駐車場業
15 旅館業	32 信用保証業
16 料理店業	33 無体財産権の提供業
17 周旋業	34 労働者派遣業

③事業場を設けて行われるもの  
 「販売業、製造業その他の政令で定める事業」は、法人  
 税法施行令第5条に掲げられている以下の34種類の事業を  
 います。

## 2. 物品販売業

### (1) 原則

宗教法人が物品を販売する行為は、原則として物品販売業として収益事業に該当します。(法人税法施行令第5条第1項第1号)

### (2) 物品の販売

一般の物品販売業者においても販売されているような性質の物品(絵はがき、写真帳、線香、ろうそく、仏花、念珠、キーホルダー、箸、陶器等)を通常の販売価格で販売する場合には、その物品の販売は物品販売業に該当します。(法人法基本通達15-1-10)

なお、線香、ろうそく、仏花等の頒布であっても、専ら参拝のためのものは、収益事業には該当しません。

## 3. 不動産販売業

### (1) 原則

宗教法人が行う不動産の販売は、不動産販売業として収

なお、これらの事業にかかる事業活動の一環として、またはこれに関連して行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

益事業に該当します。(法人税法施行令第5条第1項第2号)

(2)長期間保有している土地の譲渡

不動産販売業の判定にあたっては、不動産の譲渡行為が販売行為なのか、それとも単なる処分行為にすぎないのかということが問題になります。

宗教法人が基本財産等として相当期間保有していた土地を処分した場合のその売却費用については、収益事業の所得に含めません。

土地の譲渡行為が販売行為であるかどうかは、収益事業の判断基準である不特定又は多数の者を対象として反復又は継続的に行われているかどうかで判断します。

その土地が相当期間保有されていたかどうかの判断をするにあたっての「相当期間」については、少なくとも10年以上固定資産として保有されていなければ、これに当たらないとされています。(法人税法基本通達15-1-12)

4. 不動産貸付業・駐車場業

(1)不動産の貸付け

宗教法人が行う不動産の貸付けは、原則として不動産貸付業として収益事業に該当します。(法人税法施行令第5条第1項第5号)

(2)墓地の貸付け

宗教法人が行う墓地の貸付けは収益事業に該当しないこととされており、この墓地の貸付けには、その使用期間に応じて継続的に地代を徴収するもののほか、その貸付け当初に「永代使用料」として一定の金額を一括徴収するものも含まれます。(法人税法基本通達15-1-18)

また、墓地の貸付けには、納骨堂の区画貸付けも含まれているとされています。

墓地の貸付料とは別に、維持管理のために管理料を収受する場合には、維持管理を請け負っているとして収益事業である請負業に該当するという裁決事例があります。(国税不服審判所裁決平成26年12月8日 裁集97集)

なお、宗教団体(人格のない社団等)が行う墓地の貸付けは収益事業に該当しますので注意が必要です。

(3)住宅用地の低廉貸付け

主として住宅の用に供される土地の貸付けで、次の要件を満たすものは収益事業である不動産貸付業に該当しません。(法人税法施行令第5条第1項第5号、同法施行規則第4条、同法基本通達15-1-20・21)

①その事業年度の貸付期間につき経常的に収受する地代の額の合計額が、当該貸付けにかかる土地に課される

固定資産税額及び都市計画税額で当該貸付期間にかか  
るものの合計額の3倍以下であること。

②その床面積の2分の1以上が居住の用（貸家住宅の用  
を含み、別荘の用を除く）に供される家屋の敷地とし  
て使用されている土地のうち、その面積が当該家屋の  
床面積の10倍に相当する面積以下であるもの。

#### (4) 駐車場所の提供

宗教法人が駐車場所を提供する事業は駐車場業として収  
益事業に該当します。（法人税法施行令第5条第1項第31号）

ここでいう駐車場業には、時間決め等で不特定又は多数  
の者に随時駐車させるもののほか、月極め、年極め等で相  
当期間にわたり継続して同一人に駐車場所を提供するも  
の、さらに、駐車場に適する土地を駐車場所として一括し  
て貸し付けるものも含まれます。

つまり、駐車場に適した場所を駐車場所として提供する  
ものであれば、期間の長短やその規模の大小等を問わず、  
すべて駐車場業に該当することになります。（法人税法基本

通達15-1-68）

## 5. 請負業

### (1) 原則

宗教法人が他の者からの求めに応じて事業を請け負う場  
合、請負業として収益事業に該当します。（法人税法施行令  
第5条第1項第10号）

収益事業となる請負業には、「事務処理の委託を受ける  
業」が含まれますので、請負業の範囲はきわめて広いもの  
です。つまり、他の者の委託に基づいて行う調査、研究、  
情報の収集及び提供等の事業も、原則としてすべて請負業  
として課税の対象になります。

### (2) 国又は地方公共団体の事務処理の受託の特例

宗教法人が、法令の規定に基づき国又は地方公共団体の  
事務処理を受託した場合、その委託の対価がその事務処理  
のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明  
らかなことその他一定の要件に該当するものは、収益事業  
の対象となる「事務処理の委託を受ける業」から除外され  
ています。

### (3) 実費弁償による事務処理の受託等

宗教法人が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う  
場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導  
又は当該業務に関する規則、規約もしくは契約に基づき実

費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう）により行われるものであり、かつ、そのことにつき予め一定の期間（おおむね5年以内の期間とする）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算にかかるものとして当該宗教法人の収益事業としないものとされています。（法人税法基本通達15-1-28）

(4) 請負業と他の特掲事業との関係

収益事業として指定されている事業の中には、請負業的な性質を有しているものもあります。また、収益事業の判定にあたっては課税が限定されていたり非課税規定がおかれていたりします。

請負業以外の事業で請負業的な性格を有しているものが当該事業では課税とならない場合に、改めて請負業として課税されてしまうと当該事業の課税限定規定や非課税規定の意味がなくなります。そこで請負業以外の収益事業として指定された事業に当たらないからといって、改めて請負業として課税対象にするということはないことが規定されています。（法人税法通達15-1-29）

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

